

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱

制定 平成 30 年 3 月 28 日 健高健第 1255 号（健康福祉局長決裁）

最近改定 令和 4 年 9 月 30 日 健高健第 921 号（健康福祉局長決裁）

（趣旨及び目的）

第 1 条 この要綱は、外国人留学生受入支援事業（以下「本事業」という。）の実施及び本事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は横浜市内の介護サービス事業者等のうち、留学生を受入れる者に対し、対象となる経費を助成することにより、留学生の受入れ、就学・就労等が円滑に行われることを目的とする。

3 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

2 介護施設とは、次の各号に掲げる施設をいう。

(1) 特別養護老人ホーム（介護保険法第 8 条第 25 項に規定する「指定介護老人福祉施設」）

(2) 介護老人保健施設（介護保険法第 8 条第 25 項に規定する「介護老人保健施設」）

(3) 養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4 に規定する「養護老人ホーム」）

(4) 介護付有料老人ホーム（老人福祉法第 29 条に規定する「有料老人ホーム」のうち介護保険法第 8 条 11 項に規定する「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた施設）

(5) ケアハウス（老人福祉法第 20 条の 6 に規定する「軽費老人ホーム」のうち介護保険法第 8 条 11 項に規定する「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた施設）

(6) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法第 8 条 20 項に規定する「認知症対応型共同生活介護」）

(7) ショートステイ（老人福祉法第 20 条の 3 に規定する「老人短期入所施設」）

3 介護サービス事業者等とは、介護施設を運営する者や介護施設の運営を支援する者をいう。

4 留学生とは、在留資格「留学」で来日した後、介護福祉士の合格を目指し、日本語学校や介護福祉士養成校に通い、日本の介護施設での就労を目指す者をいう。

（補助事業の範囲及び事業主体）

第 3 条 本事業の対象となる事業は、介護サービス事業者等が受け入れる留学生が、介護施設（本市が認めた施設に限る）で就労しながら、第 5 条に定める在学証明書に記載のある日本語学校修了、かつ介護福祉士養成校への進学を目的とするものである。

2 本事業の補助対象となる事業主体は、横浜市内に事業所・事務所を設置する介護サービス事業者等のうち、本事業の実施主体として市長が適当と認めるもの（以下「補助事業者等」という。）とする。

3 次の各号に掲げる団体は、本事業の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 本事業の補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条第2項に規定する事業主体が第1条第2項に掲げる事業目的の達成のため行う日本語学校の就学に係る、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 入学の選考にかかる経費

(2) 入学金

(3) 就学期間中の学費

(4) その他就学に必要な経費（教科書代、教材費など）

2 補助金額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、1人につき補助金額の上限を35万円とし、予算の範囲内において補助するものとする。

3 同条第1項に規定する経費については、その性質上、補助金規則第24条ただし書による市長が認める場合として、市内事業者による入札及び2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行う必要はないものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 本事業について、補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式及び別紙1）、補助金調書（第1号様式別添1）、在学証明書（第1号様式別添1-2）及び雇用証明書（第1号様式別添1-3）を市長に提出するものとする。

3 助成金額の算定において端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てるものとする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号及び第3号に定めるものとする。

（交付の条件）

第6条 本事業について、補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 申請時に提出した在学証明書（第1号様式別添1-2）に記載のある日本語学校を修了または引き続き就学すること。

(2) 留学生は、補助対象年度において同法人内の市内の介護施設で就労を継続していること。ただし、やむを得ない事情で就労ができない場合は、この限りではない。

(3) 進学する介護福祉士養成校の入学予定及び学費納付が完了していることを、入学予定・学費納付証明書（第6号様式別添1-5）で市長に報告すること。

(4) 横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）に付する条件を満たすこと。

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第8条の規定による横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下、「決定通知書」という。）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の変更等)

第9条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項に定める事業の変更の承認申請を行うときは、横浜市外国人留学生受入支援事業変更承認申請書(第3号様式)を用いなければならない。

2 補助事業者等は、補助金規則第7条第2号に定める事業の中止の承認申請を行うときは、横浜市外国人留学生受入支援事業中止承認申請書(第4号様式)を用いなければならない。

3 第1項及び第2項による申請を承認することを決定したときは、横浜市外国人留学生受入支援事業変更承認書(第5号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は横浜市外国人留学生受入支援事業費実績報告書(第6号様式)、修了証明・学費完納証明書(第6号様式別添1-4)、入学予定・学費納付証明書(第6号様式別添1-5)及び、雇用証明書(第6号様式別添1-3)とする。

2 引き続き就学する場合の書類は、同条第1項にある修了証明・学費完納証明書(第6号様式別添1-4)及び入学予定・学費納付証明書(第6号様式別添1-5)に代えて、修了・学費完納・在学証明書(第6号様式別添1-6)とする。

3 補助金規則第14条第5項の規定に基づき市長が必要と認める領収証等は、補助対象経費に係るすべての領収書等とする。ただし、第4条第1項に定める補助対象経費のうち、入学した日本語学校に支払ったものに係る領収書等とは前条に定める修了証明・学費完納証明書(第6号様式別添1-4)、修了・学費完納・在学証明書(第6号様式別添1-6)とする。

4 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が完了報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第14条第1項第2号の補助金に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号に定めるものとする。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付請求書(第8号様式)により行わなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第13条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者等に求める。ただし、自然災害等、補助事業者の責によらない事由により、事業継続が困難になった場合は、補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に求めることができない。

(1) この要綱及び補助金規則に従って補助事業等が行われないうとき。

(2) 補助事業等の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

(3) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(4) 交付の決定を受けた者が、第3条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(関係書類の管理保管)

第14条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、第10条に定める報告を提出した日が属する年度の終了後5年間とする。

(その他)

第15条 本事業の実施に関しては、横浜市社会福祉法人施設審査会要綱の規定は適用しない。

2 市長は、必要に応じ申請者又は第7条の交付の決定を受けた者が、第3条第3項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

年 月 日

横浜市長

法人所在地
法人名称
代表者職氏名

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付申請書

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱を遵守します。

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 補助金調書（第1号様式別添1）
- 3 在学証明書（第1号様式別添1-2）
- 4 雇用証明書（第1号様式別添1-3）
- 5 その他添付書類
(1) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）

(第1号様式別紙1)

役員等氏名一覧表

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名
代表者職氏名

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

(第1号様式別添1)

補助金調書

1 補助事業者等

名 称	
代表者職氏名	
住 所	〒
電 話 番 号	
Eメールアドレス	
担 当 者 氏 名	

2 留学生

氏 名	
住 所	〒
生 年 月 日	
国 籍	
勤 務 先 施 設	
勤 務 先 住 所	〒

3 入学した日本語学校

学 校 名	
住 所	〒
電 話 番 号	

4 補助対象経費

入学の選考にか かる経費	円
入 学 金	円
当該年度の学費	円
その他就学に 必要な経費	円 教科書代・教材費など
合 計	円 (交付申請額は合計額の1/2、上限35万円)

(A4)

(第1号様式別添1-2)

在学証明書

氏名（日本語表記）

生 年 月 日

上記の者は本校に在学していることを証明します。

横浜市長 様

年 月 日

住 所

学校法人名

学 校 名

校 長 名

印

雇用証明書

氏 名	
生 年 月 日	
勤 務 先 施 設	
雇 用 開 始 年 月 日	年 月 日
勤 務 日 数	週【 日】程度
そ の 他 特 記 事 項	

上記の者は、記載のとおり在職していることを証明します。

年 月 日

事業所名
雇用主名(代表者名)
所在地
連絡先電話

⑩

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称

代表者職氏名 様

横浜市 長 印

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

(1) 補助事業の内容及び目的

介護福祉士を目指し来日する留学生の、日本語学校の学費を補助することで、受入れ、就学・就労等が円滑に行われること

介護福祉士を目指し来日する留学生（以下、「留学生」という。）を受入れる者に対し、対象となる経費を助成することにより、留学生の受入れ、就学・就労等が円滑に行われることを目的とする。

(2) 交付予定金額 _____ 円

(3) 交付の時期及び方法

2 交付の条件

(1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めます。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 当該事業の継続が不可能となったとき。

オ その他法令、条例、規則又は横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

裏面あり

カ 補助対象年度において、日本語学校を退学又は日本語学校を修了した場合に介護福祉士養成校へ進学しなかったとき。

キ 介護施設での就労を辞めたとき。（同法人内かつ市内の別の介護施設で就労する場合を除く）

- (5) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。
- (6) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (7) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。（補助事業者等が社会福祉法人の場合は、社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。）

3 留意事項

補助事業に係る関係書類は、事業完了の日が属する年度の終了後5年間保存すること。

（申請先）
横 浜 市 長

（申請者）
法人所在地
法人名称
代表者氏名

横浜市外国人留学生受入支援事業変更承認申請書

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金に関する内容等について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 補助事業者等名称及び連絡先

名 称： _____

連絡先： _____

2 変更内容

3 変更理由

（申請先）
横 浜 市 長

（申請者）
法人所在地
法人名称
代表者氏名

横浜市外国人留学生受入支援事業中止承認申請書

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金に関し、中止したいので申請します。

1 補助事業者等名称及び連絡先

名 称： _____

連絡先： _____

2 中止の理由

補助事業者等名称

代表者職氏名 様

横 浜 市 長 ⑩

横浜市外国人留学生受入支援事業変更承認書

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金に関し、 年 月 日付で申請のありました承認申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助事業者等名称

名 称 : _____

2 承認の内容

（報告先）
横 浜 市 長

（報告者）
法人所在地
法人名称
代表者氏名

横浜市外国人留学生受入支援事業費実績報告書

年 月 日 健高健第 号で交付決定された横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

_____ 円

2 添付書類

修了証明・学費完納証明書（第6号様式別添1-4）【単年就学時のみ】

入学予定・学費納付証明書（第6号様式別添1-5）【単年就学時のみ】

修了・学費完納・在学証明書（第6号様式別添1-6）【複数年就学時のみ】

雇用証明書（第6号様式別添1-3）

(第6号様式別添1-4)

修了証明・学費完納証明書

氏名 (日本語表記)

生 年 月 日

入学年度・課程名 年度 課程

修了年度・課程名 年度 課程

学 費 完 納 額 円

(学費完納額内訳)

入学の選考にかかる経費	円
入学金	円
当該年度の学費	円
その他就学に必要な経費	円

上記の者は

- ・本校に入学した課程を修了していること
 - ・修了した課程の学費を完納していること
- を証明します。

横浜市長 様

年 月 日

住 所

学校法人名

学 校 名

校 長 名

Ⓜ

(A4)

(第6号様式別添1-5)

入学予定・学費納付証明書

氏名（日本語表記）

生 年 月 日

入学予定年度・課程名 年度 課程

学 費 納 付 額 円 （前期分・全額）

上記の者は

- ・本校に入学予定であること
 - ・入学予定の課程の学費を納付していること
- を証明します。

横浜市長 様

年 月 日

住 所

学校法人名

学 校 名

校 長 名

Ⓜ

(A4)

(第6号様式別添1-6)

修了・学費完納・在学証明書

氏名（日本語表記）

生 年 月 日

入学年度・課程名 年度 課程

入学年度学費等完納額 円

在学年度・課程 年度 課程

(入学年度学費等完納額内訳)

入学の選考にかかる経費	円
入学金	円
当該年度の学費	円
その他就学に必要な経費	円

上記の者は

- ・入学した課程を修了していること
- ・入学した課程の学費等を完納していること
- ・本校に在学していること

を証明します。

横浜市長 様

年 月 日

住 所

学校法人名

学 校 名

校 長 名

Ⓜ

(A4)

第7号様式（第11条）

健高健第 号
年 月 日

補助事業者等名称

代表者職氏名

様

横 浜 市 長

Ⓜ

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日健高健第 号により、交付を決定した横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 _____ 円

（請求先）
横 浜 市 長

（請求者）
法人所在地
法人名称
代表者職氏名

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付請求書

横浜市外国人留学生受入支援事業費補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

補助金確定通知書番号	年 月 日 健高健第 号		
補 助 金 請 求 額	¥ . ー		
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 支店	
	口 座 番 号	普通 ・ 当座	
	フリガナ		
	口 座 名 義 人		

※請求者と口座名義が異なるときは、委任状等の添付が必要です。

※請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。